第３７回水戸市農業委員会総会会議録

会長　笹沼恭一は、令和８年７月１３日午前９時２０分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎５階農業委員室に招集した。

出席委員（２２名）

１番　岡田幸一	２番　松橋裕子	３番　笹沼恭一
４番　市村正司	５番　安藏久男	６番　飛田信広
７番　小松崎陽子	８番　一木克昭	９番　安　邦弘
１０番　皆川　晃	１１番　吉澤　勇	１２番　大圖金雄
１３番　軍地美代	１４番　渡邉京子	１５番　外岡健寿
１６番　雨貝　裕	１７番　関　成一	１８番　髙安幸一
１９番　雨谷克己	２０番　深谷　泉	２１番　今関征一
２４番　髙橋　基		

欠席委員（なし）

事務局

事務局長	後藤俊之	次長	岩間雅徳
次長補佐 兼調査広報係長	浅川勝彦	農地係長	谷津知一
農地係	米川隆明	農地係	小橋央樹
農地係	野村俊貴		

内　容

１．議事

議案第１号　農地法第３条の規定による許可について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可について

議案第４号　農地の公売参加の適格者証明願に対する承認について

議案第５号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について

２．報告

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出に対する受理について

報告第２号　農地法第４条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理につい

て

報告第３号　農地法第５条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

会　議　の　概　要

事務局　会長、おそろいになりましたので、開会のほうをお願いいたします。

会　　長　皆さん、おはようございます。

第37回総会、いよいよ最後の総会となりました。この３年間皆様方には大変お世話になりました。

最近は、原油価格高騰や円安に伴う燃料費や資材費の上昇による農業経営への影響、高値圏で推移していた米価が今年度は昨年度を下回る見通し等、いろいろな問題が起こって混迷している状況でもあります。そういう中で、水戸市農業委員会に寄せる市民の皆様方の期待は大きいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　それでは、ただいまから第37回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員出席しております。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項に基づき会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議　　長　ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

８番の一木克昭委員、９番、安　邦弘委員、よろしくお願いします。

次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局　第37回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第３条の審議案件が18件、農地法第４条の審議案件が４件、農地法第５条の審議案件が26件、公売参加に係る適格証明願が１件でございます。報告事項としまして、農地法第３条の３の届出が13件、農地法第４条の届出が３件、農地法第５条の届出が12件でございます。審議案件、報告事項合わせまして、77件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を17番、関成一委員にお願いいたします。

議　　長　それでは、議案第１号　農地法第３条の規定による許可についてを上程いたします。

第１項及び第２項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項、第２項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

契約内容は全て交換であります。受人たちは、自作地に近接し耕作に便利なため、申請地を互いに交換し、耕作したい旨の申請であります。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員　13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第３項を上程いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局　第３項でございますが、受人は、新規就農のため耕作したい旨の申請であります。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員　13番、軍地です。

新規就農ということで聞き取り調査をしましたところ、今年は機械は間に合わないので、第三者に委託し、今後は自分で耕作していくということです。よって、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第４項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第４項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、自家消費するため申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　９番、安です。

この件を調査検討いたしました。この方は七、八年前にこの農家の跡を譲り受けまして、そして現在、家族で暮らしております。自宅隣に畑がございまして、そこを譲り受けて自給野菜を作るということでございますので、法令に照らし許可相当であると思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第５項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第５項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自家消費するため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。
　３番、笹沼委員の代理発言となります。
　調査検討したところ、法令に照らし許可相当だとのことです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第６項を上程いたします。
　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第６項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、新規就農するため申請地を受贈し耕作したい旨の申請であります。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員　５番、安藏です。
　この件ですが、新規就農ということなので、よく聞き取りと現地の調査をしてきました。この土地は田んぼの隣が畑になってまして、ここを受人が家庭菜園のような形で現在作っておりました。農機具は知人から借り受けて耕作しているということです。総合的に考えますと、この案件、調査検討の結果、法令に照らし許可相当だ思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

続きまして、第７項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第７項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員　５番、安藏です。
この案件は親子間の贈与であります。調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第８項及び第９項は関連がありますので、まとめて上程いたしますが、この案件は、安藏委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
（安藏久男委員一時退席）
議　　長　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第８項及び第９項は関連がありますので、併せてご説明いたします。
契約内容は、こちらも使用貸借であります。借人は、以前から耕作しているため、申請地を貸借し耕作したい旨の申請であります。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員　８番、一木です。

第８項及び第９項一括の上程でございます。調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、安藏委員に着席を求めます。

（安藏久男委員着席）

議　　長　次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員　８番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局　第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　19番、雨谷です。
　調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第12項を上程いたします。
　事務局から説明をさせます。

事務局　第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　19番、雨谷です。
　この件に関しましても調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第13項を上程いたします。
　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員　16番、雨貝です。
　この件に関して調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第14項を上程いたします。
　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第14項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、自家消費するため申請地を兄から受贈し耕作したい旨の申請であります。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員　16番、雨貝です。
　この件に関しましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第15項を上程いたします。
　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第15項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、新規就農するため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邉委員　14番、渡邉です。

この件につきまして、受人と渡人と連絡を取りまして、新規就農ということなので、詳しくお話を伺いました。調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員　15番、外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第17項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、自家消費するため申請地を親戚から受贈し耕作したい旨の申請であります。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員　15番、外岡です。
　自給的農家というようなことで調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様方のご審議をお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第18項を上程いたします。
　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員　１番、岡田です。
　調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、議案第２号　農地法第４条の規定による許可についてを上程いたします。
　第１項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、山林に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員　11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

第２項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第２項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員　11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われます。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第３項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局　第３項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員　４番、市村です。
この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第４項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第４項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行令第４条第１項第２号イの例外規定に該当すると思われます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員　６番、飛田です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第３号　農地法第５条の規定による許可についてを上程いたします。
第１項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員　５番、安藏です。
調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第２項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第２項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　19番、雨谷です。
調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第３項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第３項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第４号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　９番、安です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第４項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第４項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　９番、安です。
　この件に関しましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第５項を上程いたします。
事務局から説明をいたします。

事務局　第５項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に医療機関が２か所あることから、農地区分は第３種農地と思料されます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。
　調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第６項を上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局　第６項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されま

す。
　なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。
　調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第７項を上程いたします。
　事務局から説明をさせます。

事務局　第７項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
　なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。
　調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第８項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第８項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、市街化区域に近接し、住宅等が連たんしていることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。
３番、笹沼委員の代理発言です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当だとのことです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第９項を上程いたします。
事務局から説明をいたします。

事務局　第９項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第１項第２号２の例外規定に該当すると思われます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。
３番、笹沼委員の代理発言です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当だとのことです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第10項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。

３番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だとのことです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。

３番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だとのことです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。

３番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だとのことです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行

規則第33条第４号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。

３番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だとのことです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員　５番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や河川に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員　５番、安藏です。
調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第17項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。
　調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第19項を上程いたします。
　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や線路に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　19番、雨谷です。
　調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第20項を上程いたします。
　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
　なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員　４番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第21項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第１項第１号イの例外規定に該当すると思われます。

なお、転用期間は７か月であります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　20番、深谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第22項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第１項第１号イの例外規定に該当すると思われます。

なお、転用期間は７か月であります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　20番、深谷です。

調査検討した結果、この案件も法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第４号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員　15番、外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第４号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員　15番、外岡です。

この件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員　15番、外岡です。

この件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第26項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に認定こども園及び歯科医院があることから、農地区分は第３種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員　15番、外岡です。

この件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第４号　農地の公売参加の適格者証明願に対する承認についてを上程します。

第１項を上程いたします。

事務局から説明をいたします。

事務局　第１項でございますが、願出人は、経営規模拡大のため農地の公売に参加するため証明願が提出されたものでございます。

公売期日及び開札期日は令和８年11月24日であります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。

３番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし適格者であると思われるということです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から適格者とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第５号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明いたさせます。

事業担当課　農政課の倉田よりご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙１をご覧ください。

それでは、議案第５号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和８年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について内容を申し上げます。

表の１段目から３段目、それぞれの期間ごとの設定については、資料のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積53,213平方メートル、畑が設定面積35,021平方メートル、設定者23名、取得者17名でございます。

賃借権などの設定日につきましては、令和８年９月１日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載し

ておりますので、併せてご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項の各要件を満たしていると考えます。

議案第５号につきましては以上でございます。

議　　長　事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　　長　意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

（事業担当課退席）

議　　長　次に、報告事項について事務局より説明いたさせます。

事務局　では、報告についてご説明いたします。

お手元にあります総会の報告事項をご覧願います。

報告第１号、報告第２号、報告第３号にある農地法第３条の３、第４条、第５条の届出ともに、内容については記載のとおりでございます。

添付資料も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしております。

報告は以上でございます。

議　　長　以上をもちまして、第37回総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

閉会　午前１０時１５分

ここに本日のてん末を記録し署名捺印する。

令和　　年　　月　　日

水戸市農業委員会会長　　印

第３７回総会議長　　印

議事録署名人　８番　　印

議事録署名人　９番　　印